## (別紙)

## 2018年10月1日以降に適用する簡易生命保険契約の契約者貸付利率の改定について

(注) 2007年9月30日以前にご加入いただいた簡易生命保険の契約に適用します。

## 1 契約者貸付利率

(1) 契約者貸付利率((2)及び(3)を除く。)

(年利率、単位:%)

ご加入時期		貸付期間中の		貸付期間経過後の	
		契約者貸付利率		契約者貸付利率	
		改定後	[現行]	改定後	[現行]
1998年9月1日から	下記以外	2. 75	2. 75	2. 825625	2. 825625
1999年3月31日まで	一時払商品	2. 50	2. 25	2. 562500	2. 300625
1999年4月1日から		2 50	0.05	0 560500	0 20000
2007年9月30日まで		2. 50	2. 25	2. 562500	2. 300625

注 表中にない時期については、改定いたしません。

(2) 貸付利率の特則に基づく契約者貸付利率

改定いたしません。

(3) 非常取扱いのときに貸付利率の減免を行う場合の契約者貸付利率 改定いたしません。

## 2 実施日

2018年10月1日(月)以降に保険契約者が契約者貸付を受けられる場合に適用します。